

12. 認定基準に適合していることの説明

基準	項目	説明
第1号基準 基本方針に適合するものであること	意義及び目標に関する事項	本市の中心市街地で、「丸亀町を中心とするにぎわいを、中心市街地南部や北部に拡大・連続化する」を記載している。 【1. [6]中心市街地活性化に関する基本的な方針】及び【3. [1]高松市中心市街地活性化の目標】参照
	認定の手続	当基本計画は、高松市中心市街地活性化協議会の意見を頂いていることを記載している。 【9. [2]中心市街地活性化協議会に関する事項】及び【9. [3]基本計画に基づく事業及び措置の一体的推進】参照
	中心市街地の位置及び区域に関する基本的な事項	中心市街地の位置及び区域は、中心市街地の各要件を満たしていることを記載している。【2. [3]中心市街地要件に適合していることの説明】参照
	4から8までの事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する基本的な事項	庁内の推進体制や中心市街地活性化協議会など地域ぐるみでの取組の状況について、継続的に取り組んでいることを記載している。 【9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項】参照
	中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する基本的な事項	高松市総合計画、都市計画マスタープラン及び多核連携型コンパクト・エコシティ推進計画など各種計画でコンパクトなまちづくりの考え方に基づき、都市計画手法も活用しながら、中心市街地に都市機能を集積させることを記載している。 【10. 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項】参照
	その他中心市街地の活性化に関する重要な事項	高松市総合計画、高松市都市計画マスタープラン及び多核連携型コンパクト・エコシティ推進計画などと整合を図った計画であることを記載している。 【11. その他中心市街地の活性化のための必要な事項】参照

第2号基準 基本計画の実施が中心市街地の活性化の実現に相当程度寄与するものであると認められること	目標を達成するために必要な4から8までの事業等が記載されていること	「商店街独自の魅力あるサービスを創出する」「まちのあちこちで歩いている人を増やす」「中心市街地に、より住みやすい環境をつくる」の3つの目標達成に必要な事業を4.から8.において記載している。
	基本計画の実施が設定目標の達成に相当程度寄与するものであることが合理的に説明されていること	事業の実施が、数値目標の達成に寄与していることを合理的に説明している。 【3. 中心市街地の活性化の目標】参照
第3号基準 基本計画が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること	事業の主体が特定されているか、又は、特定される見込みが高いこと	全ての事業で事業主体は特定されており、4.から8.で、それを記載している。
	事業の実施スケジュールが明確であること	全ての事業等は、計画期間の平成29年度までに完了若しくは着手できる見込みであり、4から8で、それを記載している。